

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鈴鹿市長 末松 則子

市町村名 (市町村コード)	鈴鹿市 (24207)
地域名 (地域内農業集落名)	庄内地区 西庄内町 (北畑、上野、南畑)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月2日 (第1回)

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2: 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、離農農家の増加により、農地は既存認定農業者に集中的に集積されているが、作業量の増加に伴う農地の適正管理が懸念される。
既存認定農業者が不在となった場合、経営継承する農業者が不在である。
特に生産条件の悪い農地は荒廃化しており、獣害対策と併せ農地への再生が急務である。
獣害被害の多発により、収穫量の減少や対策にかかる高額な経費等が負担となり、農業意欲の減退などから農村環境の悪化が危惧される。
ほ場間の移動時間が大きく、通常の耕作や畦畔の除草、水管理等の作業効率が悪い。

【地域の基礎データ】

主な作物: 茶、水稻、小麦

(2) 地域における農業の将来の在り方

庄内地区は、鈴鹿市の西南部に位置し、山間部に位置する地域である。
他の地域と同様、農業従事者の高齢化、後継者不足の中で、今後の農業を考えていく必要のある地域である。
そのため、当計画において、新規就農の促進を図り、地域農業の担い手として育成、支援を図る。また、地域の担い手である認定農業者を地域内の農業を担う者として位置付ける。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	135.43 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	135.43 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内に存在する農地台帳に登録された農地を、農業利用が可能な農用地等の区域として設定した。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

庄内地区の水田利用は、地域内の担い手である認定農業法人が担い、茶畑利用については認定農業者2経営体が担っていく。
入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進し、将来の担い手不足に対応していく。

<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>西庄内町では、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて地域内の担い手への貸付けを進めていく。</p> <p>農地所有者との話し合いを進め、農地の集積・集約化を促進し、畦畔の除去等による耕作条件の改善を図るとともに、用排水路等の補修又は更新による長寿命化を図る。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>地域内の農地について、各種補助金等を活用して、土壌改良などの生産基盤の改良を行うことを検討する。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>担い手の経営安定対策 中山間地域にかかる補助事業等を活用し、集落ぐるみで担い手の支援・育成を図る。 また畑作においては、高収益作物との複合経営化等を進める。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>地域の農地の管理については、JA鈴鹿等と連携をすることで、農作業委託も含めて適切に管理していく手法を検討する。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等	✓	⑧農業用施設		⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ① ニホンザル、イノシシ、ニホンジカを中心に鳥獣被害があることから、関係機関による対策協議会を設置し、集落ぐるみの追い払い活動など計画的な捕獲・管理に取り組む。
 また、少子高齢化による集落機能の低下や狩猟者の高齢化による捕獲力の低下がみられるため、若手狩猟者の育成に取り組む。
- ⑦ 荒廃農地対策
 遊休農地については鳥獣対策の一環としても解消を進めていく。その際に市の補助金等を活用していく。
- ⑧ 担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。